

葛卷町農業委員会
第 30 回総会議事録

1 日 時 令和5年12月22日(金) 午後1時35分から午後2時07分

2 会 場 葛巻町役場 3A～3C会議室

3 会議に付した議案

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて

議案第7号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて

議案第8号 葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

4 出席委員

①深 澤 進

②門 場 政 一

④上 家 照 男

⑤川 崎 美 由 起

⑥久 保 淳

⑦落 宰 勝

⑧星 野 順 子

⑨外 平 静 子

5 欠席委員

③藤 森 康 隆

6 議事録署名委員

②門 場 政 一

④上 家 照 男

7 書記(農業委員会事務局)

服 部 隆 行 (事務局長) 和 野 美 歌 (事務局長補佐)

議 長（深澤会長）

ただ今から、葛巻町農業委員会第30回総会を開会します。本日の出席委員は9名中9名で、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。なお、3番、藤森委員から遅れると連絡がありましたのでお知らせします。

本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は2番門場職務代理、4番上家委員のお二人を指名いたします。また、会議書記は、事務局職員の服部事務局長と和野補佐を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を行います。会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第3、会務報告について事務局の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

| 月 日 | 内 容 | 出 席 者 |
|----------------|---|------------------------|
| 11月24日 | 岩手県農業公社との契約（役場：4A会議室） | 吉田、山下 |
| 11月27日 | 盛岡地方農業委員会連絡協議会農業者年金事務担当者研修会 （滝沢市：ビッググループ滝沢） | 吉田 |
| 11月28日 | 第2回農業者年金業務担当者会議 （盛岡市：サンセール盛岡） | 吉田 |
| 11月29日 ～30日 | 農業者年金加入促進セミナー、本県選出国會議員への政策要 請及び懇親会、全国農業委員会会長代表者集会 （東京都：銀座ブロッサム、衆議院第一議員会館） | 深澤会長 |
| 11月29日 | 地域計画策定推進研修会（盛岡市：岩手教育会館） | 川崎委員、和野 |
| 12月1日 | 町総合計画策定委員会①（役場：まき×まきホール） | 星野委員 |
| | 第27回くずまきワインパーティー 新酒まつり （盛岡市：アートホテル盛岡） | 深澤会長 |
| | 12月定例会議（5階 議場） | 服部 |
| 12月4日 | 12月定例会議（5階 議場） | 服部 |
| | 岩手県農業公社との打合せ（3階ミーティングスペース） | 吉田、山下 |
| 12月5日 | 12月定例会議（5階 議場） | 服部 |
| 12月8日 | 12月定例会議（5階 議場） | 服部 |
| 12月15日 | 現地確認調査（町内） | 上家委員、落宰委員、 和野、吉田 |
| 12月18日 | 岩手県農業公社との契約会（役場：1A会議室） | 吉田、山下 |
| 12月19日 | 令和5年度農業経営者セミナー（盛岡市：マリオス） | 川崎委員、辰柳推進委員、 瑞坂推進委員 |
| | 岩手県農業会議事前監査（盛岡市：岩手県産業会館） | 吉田 |

議 長（深澤会長）

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

ないようですので、以上で日程第3、会務報告を終わります。

次に日程第4、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

議案書は1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の3第1項の規定による届出書は3件でございます。1番は●●地区の●●●さんが父・●●さんが亡くなったことにより田3筆、畑1筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。2番は●●●地区の●●●●●さんが子・●●さんが亡くなったことにより畑1筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。面積等はいずれも記載のとおりでございます。受理通知書については、12月18日に送付させていただいております。以上でございます。

議 長（深澤会長）

この報告は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を4番、上家委員にお願いします。

4 番（上家委員）

報告第1号、現地確認の結果を報告します。1番は、田畑4筆のうち、すべてデントコーン畑として活用されておりました。2番の畑1筆は、保全管理されておりました。以上です。

議 長（深澤会長）

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

次に日程第5、報告第2号、農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

議案書は2ページをご覧ください。今月は、1件の報告書を受理しましたので、ご報告いたします。●●●●さんが駐車場及び資材等の置き場として使用するため永久転用許可を受けた分の完了報告で、12月8日に報告書が提出されました。12月15日に上家委員と落宰委員が、工事の完了を確認しております。なお、地区担当の柳岡推進委員からは、特に意見がない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。以上でございます。

議 長（深澤会長）

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を7番、落宰委員にお願いします。

7 番（落宰委員）

現地確認の結果を報告します。駐車場、資材置き場として、整地されておりました。以上です。

議 長（深澤会長）

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

次に日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについてを議題に供します。この事案は、座席番号5番の川崎委員が、所有権移転の当事者の家族となりますので、農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限の規定を準用し、退席をお願いいたします。

（5番川崎委員退席）

議 長（深澤会長）

事務局より議案の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

議案書は3ページをご覧ください。●●都の●●●●さん所有の農地、●●第●●地割、●●第●●地割●●●の畑3筆、1,501㎡を、●●●地区の●●●●さんに所有権移転するものです。申請書は4ページから6ページをご覧くださいと思います。調査書につきましては7ページに記載しておりますが、農地としての確認もできており、特に問題ないものと思われま。申請地の位置図は8ページから11ページとなっております。なお、地区担当の市村推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。以上でございます。

議 長（深澤会長）

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を4番、上家委員にお願いします。

4 番（上家委員）

現地確認の結果を報告します。譲受人は隣接する別の所有者さんの農地も借り受けており、所有権移転することで、今後も一体的に利用されていくことが見込まれることから、問題はないと思われました。以上です。

議 長（深澤会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「意義なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（深澤会長）

挙手全員です。よって議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについては、原案のとおり決定いたします。川崎委員は入室してください。

（5番川崎委員入室）

議 長（深澤会長）

次に日程第7、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局（和野補佐）

議案書は12ページをご覧ください。1番は●●地区の●●●●さん所有の農地、●●第●地割●●の畑3筆495㎡を、●●地区の●●●●さんに所有権移転するものです。申請書は13ページから15ページをご覧ください。調査書につきましては16ページに記載しておりますが、農地としての確認もできており、特に問題ないものと思われまます。申請地の位置図は17ページから18ページとなっております。なお、地区担当の柳岡推進委員からは、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。2番は、●●市の●●●●さん所有の農地、●●第●地割●●の畑1筆、1,069㎡を、●●地区の●●●●さんに所有権移転するものです。申請書は19ページから22ページをご覧ください。調査書につきましては23ページに記載しておりますが、農地としての確認もできておりまして、特に問題ないものと思われまます。申請地の位置図は24ページから25ページとなっております。なお、地区担当の中崎推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。以上でございます。

議 長（深澤会長）

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を7番、落宰委員にお願いします。

7 番（落宰委員）

現地確認の結果を報告します。1番は、隣接する農地も以前、この所有者のご家族から譲り受けており、所有権移転することで、今後も一体的に利用されていくことが見込まれることから、問題はないと思われました。2番は、隣接する宅地及び住居等をすでに同じ所有者さんから譲り受けており、今回の農地は自家消費用の果樹や野菜を栽培する予定であることから、問題はないと思われました。以上です。

議 長（深澤会長）

以上で説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 (深澤会長)

挙手全員です。よって議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについては、原案のとおり決定いたします。

次に日程第8、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。和野補佐。

事務局 (和野補佐)

議案書は26ページをご覧ください。所有権移転について、ご説明いたします。●●都の●●●●●さん所有の●●第●●地割●●、●●第●●地割●●●の田3筆、畑3筆の計6筆10,126㎡を岩手県農業公社へ売買するものです。利用目的、売買価格につきましては、お目通しください。以上でございます。

議 長 (深澤会長)

以上で説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

(「なし」の声あり)

議 長 (深澤会長)

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (深澤会長)

異議なしと認め、採決に移ります。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 (深澤会長)

挙手全員です。よって議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定いたします。

次に日程第9、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。和野補佐。

事務局 (和野補佐)

議案書は27ページをご覧ください。一括方式について、ご説明いたします。1番は、●●市の亡き●●●●●さん代表相続人●●●●●さん所有の田1筆、畑1筆、計2筆、7,486㎡を、農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して、●●地区の●●●●●さんと賃貸借するものです。2番は、●●町の亡き●●●●●さん相続人代表●●●●●さん所有の田2筆、畑4筆、計6筆、11,444㎡を、農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して、●●●地区の●●●●●さんと賃貸借するものです。いずれも新規の案件となります。利用目的や期間についてはお目通しいただきたいと思います。以上でございます。

議 長 (深澤会長)

以上で説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

(「なし」の声あり)

議 長（深澤会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（深澤会長）

挙手全員です。よって議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定いたします。

次に日程第10、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

議案書は28ページをご覧ください。利用権設定について、ご説明いたします。1番は、●●地区の●●●さん所有の田6筆、畑3筆10,552㎡を、同地区の●●●●さんが使用貸借するものです。2番は、●●地区の●●●さん所有の畑2筆11,684㎡を、●●●●地区の●●●●さんが使用貸借するものです。いずれも新規で、使用目的、期間はお目通し願います。以上でございます。

議 長（深澤会長）

以上で説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（深澤会長）

挙手全員です。よって議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定いたします。

次に日程第11、議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについてを議題に供します。この案件は、座席番号19番の遠藤推進委員が証明願の当事者となりますので、農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限の規定を準用し、退席をお願いいたします。

（19番遠藤推進委員退席）

議 長（深澤会長）

事務局より説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

議案書は 29 ページをご覧ください。●●地区の亡き●●●●さん相続人代表●●●●さん所有の●●第●地割●●●の畑 1 筆 1,245 m²です。30 ページをご覧ください。農地以外の目的に供されるに至った事由は、当該地が農地であることを知らず牛舎や住宅を建築してしまったものです。申請地の位置図につきましては、31 ページをご覧ください。以上でございます。

議 長（深澤会長）

この議案は現地確認が行われております。現地確認の報告を 4 番上家委員にお願いします。

4 番（上家委員）

現地確認の結果を報告します。該当する農地には住宅及び牛舎、倉庫等が建っており、今後、農地として使用することは難しいと思われました。以上です。

議 長（深澤会長）

以上で説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第 6 号、農地法の適用外証明に対する可否の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（深澤会長）

挙手全員です。よって議案第 6 号、農地法の適用外証明に対する可否の決定については、原案のとおり決定いたします。遠藤推進委員は入室してください。

（19 番遠藤推進委員入室）

議 長（深澤会長）

次に日程第 12、議案第 7 号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。和野補佐。

事務局（和野補佐）

議案書は 32 ページをご覧ください。●●地区の●●●●さん所有の●●第●地割●●の畑 2 筆 15.74 m²です。33 ページをご覧ください。農地以外の目的に供されるに至った事由は、当該地が分筆された後、手続きを失念してしまったものです。申請地の位置図につきましては、34 ページをご覧ください。なお、地区担当の柳岡推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。以上でございます。

議 長（深澤会長）

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を 7 番落宰委員にお願いします。

7 番（落宰委員）

現地確認の結果を報告します。通路に接した三角の狭小地2筆で、今後、農地として使用することは難しいと思われました。以上です。

議 長（深澤会長）

以上で報告が終わりました。これから質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第7号、農地法の適用外証明に対する可否の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（深澤会長）

挙手全員です。よって議案第7号、農地法の適用外証明に対する可否の決定については、原案のとおり決定いたします。

次に日程第13、議案第8号、葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題に供します。事務局より説明を求めます。

事務局（和野補佐）

議案書は35ページをご覧ください。案件は1件となります。この案件は農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条第2項の規定に基づき、計画を変更する場合に、市町村は農業委員会等から意見を聴取することとされており、これに対する回答内容についてご審議いただくものでございます。まず、36ページの1、農用地利用計画の変更概要でございますが、(1)土地利用の状況（変更前の状況）の行政区域の総面積は町全体の面積でございます。次の段の農業振興地域、これは総合的に農業振興を図るべき地域で29,252haのうち農用地区域が15,430.27haとなっております。これは集团的に存在する農用地など生産性の高い農地等で農業上の利用を確保すべく指定された土地になります。次の(2)農用地利用計画の変更をご覧ください。農用地区域から除外するのは0.12haで、このうち現況が農地のもの0.12ha、本日も審議いただく内容となります。37ページをご覧ください。農用地区域から除外される0.12haの内訳であります。植林が1件で、面積は1,219㎡となっております。38ページの事業計画概要書をご覧ください。事業計画者は●●●地区の●●●●●さんで、除外の申請は1筆、1,219㎡です。カラマツを10aあたり200本程度植林するものです。39ページの検討表をご覧ください。申請地は、山林や原野化した農地に囲まれており、農地として利用するには条件が悪いため、植林をして有効活用を図ることは妥当な判断となっております。また、他の農地に影響を及ぼすおそれがないことなどから、農用地区域から除外については、特に問題はないものと思われま。位置図は、40ページから42ページをご覧ください。以上でございます。

議 長（深澤会長）

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を4番上家委員にお願いします。

4 番（上家委員）

現地確認の結果を報告します。周囲も山林であり、進入路も狭く、今後農地として利用することが見込まれないことから除外は妥当と判断しました。以上です。

議 長（深澤会長）

以上で説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（深澤会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第8号、葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（深澤会長）

挙手全員です。よって議案第8号、葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、同意することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第30回総会を閉会いたします。